

出席停止の届け出について

滋賀県立水口東中学校・高等学校

学校感染症の診断を受けた生徒は、出席停止となります。医療機関にて証明書（別紙）もしくは医療機関発行の診断書を発行してもらい、学校へ提出してください。

証明書が提出されない場合は欠席となります。（インフルエンザの場合はこの用紙ではなく、「インフルエンザ罹患報告書」を提出してください。）

なお、該当する主な学校保健安全法の規定による出席停止期間は次のとおりです。

疾病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 (マイコプラズマ感染症、流行性角結膜炎、感染性胃腸炎など)	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

*医師の指示や症状により、休ませる期間に変更がある場合もあります。

*医療機関により文書料（証明書）の料金が異なります。

罹患証明書

滋賀県立水口東中学校・高等学校長 様

学年 組 _____ 年 _____ 組 _____

生徒氏名 _____

病名 _____

上記により、休養・加療を必要とする期間

自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

医療機関 _____

所在地 _____

医師氏名 _____ (印)